

主な改定のポイント

P18、P38

高山社跡周辺重点景観区域について、推薦資産を保護するための区域から、世界文化遺産の普遍的価値を保全するための緩衝地帯として設定されている区域である事を明記しています。

P41

平成 26 年度より施行している屋外広告物条例に関する事項について記載を追加しています。

P48~P50

「Ⅷ景観形成の推進に向けて」として、本市の基本姿勢である地域コミュニティの維持強化を念頭に、市民・事業者・行政の役割を整理し「誰もが協力し合う景観形成」を明記しています。

P51~P54

「協働による景観まちづくりの推進に向けた取り組み」として、「推進体制づくり」、「市民等の主体性づくり」、「ルールづくり」を三本の柱として展開する施策について精査し、本市の景観の維持、向上のための、本市の方針を記載しています。